

「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令案等」の概要について

1 改正の背景

令和6年3月29日の閣議決定により、「特定技能」の受入れ対象分野を12分野から16分野に拡大するとともに、1号特定技能外国人の向こう5年間の受入れ見込数を再設定し、その総数を34万5千人から82万人に拡大した。

その際、今後、特定技能外国人が一層増加することを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更。）に明記された。

これらを踏まえ、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準及び1号特定技能外国人支援計画の基準について規定する「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「施行規則」という。）」の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第3項に規定する法務省令で定める基準について、特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うこととしていることを特定技能基準省令第2条第1項第12号の2として規定を新設する。
- (2) 1号特定技能外国人支援の内容が、特定技能所属機関において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものとなるよう、特定技能基準省令第4条第1号の規定を改正する。
- (3) 施行規則に規定する在留資格認定証明書交付申請等に係る申請書の別記様式（V（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）について、地方公共団体からの共生社会関係施策に関する協力要請に係る事項を追加するなど、所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日：令和7年2月中旬（予定）

施行日：令和7年4月1日（予定）